

令和7年度 水道水質検査計画



藤枝市上水道
マスコットキャラクター
管太くん！

藤枝市環境水道部

目 次

1. 基本方針	1
2. 藤枝市水道事業の概要	1
3. 水源の状況及び原水、浄水の水質状況	2
4. 水質検査の種別及び項目	3
5. 検査頻度	4
6. 採水・検査地点	5
7. 水質検査方法	6
8. 臨時の水質検査	7
9. 水質検査の自己／委託の区分	7
10. 水質検査計画及び検査結果の情報提供	7
11. 水質検査の精度と信頼性保証	7
12. 水質検査結果の評価と水質検査計画の見直し	7
13. 関係者との連絡	8

<添付図表>

表—1	検査項目等詳細一覧	毎日検査	9
表—2	検査項目等詳細一覧	水質基準項目検査	10
表—3—(1)	検査項目等詳細一覧	水質管理目標設定項目検査	11
表—3—(2)	検査項目等詳細一覧	水質管理目標設定項目検査（農薬類内訳表）	12
表—4	検査項目等詳細一覧	水質基準項目検査を準用した原水についての検査	13
表—5—(1)	検査項目等詳細一覧	水質管理目標設定項目検査を準用した原水についての検査	14
表—5—(2)	検査項目等詳細一覧	水質管理目標設定項目検査を準用した原水についての検査（農薬類内訳表）	15
図—1	水道施設位置図及び給水栓検査地点		16

1. 基本方針

安全で安心な水道水を供給するために、水道法を遵守し、藤枝市水道事業に最適な水道水質検査計画を策定します。

水道水質検査計画に定める、検査地点、検査項目、検査頻度等の事項について、これらを遵守し適切に実施します。

2. 藤枝市水道事業の概要

2.1 給水状況 (令和5年度実績)

○上水道給水区域

・給水人口	128,574人
・普及率	94.3%
・給水戸数	56,450戸
・一日水源能力	84,365.9 m ³ (企業団受水を含む)
・一日最大給水量	51,159 m ³
・一日平均給水量	46,182 m ³

2.2 水道施設概要

○自己水源

<施設名>	<水源能力>	<使用薬品>
・茶町水源地	6,200 m ³ /日	次亜塩素酸ナトリウム
・泉町配水場水源	40,500 m ³ /日	次亜塩素酸ナトリウム
・青南町送水場水源	14,300 m ³ /日	次亜塩素酸ナトリウム
・岡部送水場水源	1,100 m ³ /日	次亜塩素酸ナトリウム
・村良送水場水源	2,000 m ³ /日	次亜塩素酸ナトリウム
・蔵田配水場水源	191.5 m ³ /日	次亜塩素酸ナトリウム・凝集剤
・廻沢配水場水源	98.4 m ³ /日	次亜塩素酸ナトリウム・凝集剤
・桂島送水場水源	245 m ³ /日	次亜塩素酸ナトリウム
・殿西ノ平配水場水源	241 m ³ /日	次亜塩素酸ナトリウム
・朝比奈中央配水場水源	140 m ³ /日	次亜塩素酸ナトリウム
・青羽根配水場水源	50 m ³ /日	次亜塩素酸ナトリウム・凝集剤

○大井川広域水道企業団から受水している水道施設

・内瀬戸第1配水場	} 19,300 m ³ /日
・内瀬戸第3配水場	
・時ヶ谷配水場	
・三輪配水場	

3. 水源の状況及び原水、水道水の水質状況

3.1 自己水源

各水源で取水している原水は、原水として求められる水質基準を全て満たした良好な水質です。各水源の状況は次のとおりです。

○ 茶町水源地

瀬戸川水系の地下水を原水とし、これに消毒（次亜塩素酸ナトリウムの添加）を行い、配水池に貯水した後、自然流下方式で各家庭に給水しています。

○ 泉町配水場水源及び青南町送水場水源

大井川水系の地下水を原水とし、これに消毒（次亜塩素酸ナトリウムの添加）を行い、配水池に貯水した後、泉町系はポンプ加圧方式、青南町系は自然流下方式によって各家庭に給水しています。

○ 岡部送水場水源

岡部川水系の地下水を原水とし、これに消毒（次亜塩素酸ナトリウムの添加）を行い、配水池に貯水した後、自然流下方式で各家庭に給水しています。

○ 村良送水場水源

朝比奈川水系の地下水を原水とし、これに消毒（次亜塩素酸ナトリウムの添加）を行い、配水池に貯水した後、自然流下方式で各家庭に給水しています。

○ 蔵田配水場水源

高根沢上流の表流水を原水とし、沈殿池・急速ろ過設備・膜ろ過設備に通した浄水に消毒（次亜塩素酸ナトリウムの添加）を行い、配水池に貯水した後、自然流下方式で各家庭に給水しています。

○ 廻沢配水場水源

岡部川に流入している小論手沢上流の表流水を原水とし、急速ろ過設備に通した浄水に消毒（次亜塩素酸ナトリウムの添加）を行い、配水池に貯水した後、自然流下方式で各家庭に給水しています。

○ 桂島送水場水源

朝比奈川水系の地下水を原水とし、これに消毒（次亜塩素酸ナトリウムの添加）を行い、配水池に貯水した後、自然流下方式で各家庭に給水しています。

○ 殿西ノ平配水場水源

朝比奈川水系の地下水を原水とし、これに消毒（次亜塩素酸ナトリウムの添加）を行い、配水池に貯水した後、自然流下方式で各家庭に給水しています。

○ 朝比奈中央配水場水源

朝比奈川水系の地下水を原水とし、これに消毒（次亜塩素酸ナトリウムの添加）を行い、配水池に貯水した後、自然流下方式で各家庭に給水しています。

○ 青羽根配水場水源

長坂沢上流の表流水を原水とし、急速ろ過設備に通した浄水に消毒（次亜塩素酸ナトリウムの添加）を行い、配水池に貯水した後、自然流下方式及びポンプ加圧方式で各家庭に給水しています。

3.2 大井川広域水道企業団からの受水

大井川広域水道企業団からの受水は、企業団の責任において適切に浄水処理を施し、飲料水として求められる基準を満たした良好な水質の水です。

水質管理については、企業団において責任を持って実施しており、藤枝市水道事業は、企業団の行った水質検査結果等を随時確認しています。

4. 水質検査の種別及び項目

① 毎日検査 【表-1参照】

水道法施行規則第15条第1項第1号イの規定に基づく「色」、「濁り」及び「消毒の残留効果（残留塩素）」の3項目、これに「味」及び「臭気」の2項目を加えた、計5項目とします。

② 水質基準項目検査 【表-2参照】

水道法施行規則第15条第1項第1号ロの規定に基づき、水質基準項目 全51項目とします。

③ 水質管理目標設定項目検査【表-3-(1)～(2)参照】

水質管理目標設定項目は、27項目の内「亜塩素酸」及び「二酸化塩素」の2項目を除く、計25項目とします。

また、本検査項目のうちの「農薬類」とは、別途規定されている農薬類一覧から、検出の可能性等があるものを選定し、これらを検査し、総合評価をして1項目にまとめ、最終評価する項目です。本市においては、農薬類の選定に際して市内流通状況を調査し、リスク評価をしたうえで、49項目を選定しました。

なお、この検査項目には、有機フッ素化合物（PFAS）に係わるものとして、「ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）」の1項目を含みます。

※水質管理目標設定項目とは、水道水中での検出の可能性があるなど、水質管理上留意すべき項目である。

※「亜塩素酸」及び「二酸化塩素」は、消毒副生成物・消毒残留物の項目であるが、本市で使用している消毒薬剤（次亜塩素酸ナトリウム）では、検出の可能性が低いため、検査を行わない。

④ クリプトスポリジウム指標菌検査

「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」（薬生水発0529第1号 令和元年5月29日付）に基づき、クリプトスポリジウム指標菌検査を行い、「大腸菌（E.coli）」及び「嫌気性芽胞菌」の計2項目とします。

⑤ クリプトスポリジウム検査

「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」（薬生水発0529第1号 令和元年5月29日付）に基づき、クリプトスポリジウム検査を行い、「クリプトスポリジウム」の1項目とします。

⑥ 水質基準項目検査を準用した原水についての検査 【表-4参照】

原水を検査対象とすることから、検査の目的・方法を考慮して、水質基準項目 全51項目のうち検査に適さない項目（消毒副生成物に関する11項目及び「味」）の計12項目を除いた、計39項目とします。

⑦ 水質管理目標設定項目検査を準用した原水についての検査【表-5-(1)～(2)参照】

原水を検査対象とすることから、検査の目的・方法を考慮して、水質管理目標設定項目 全2

7項目のうち検査に適さない項目（消毒副生成物に関する5項目）を除いた、計22項目とします。

なお、この検査項目には、有機フッ素化合物（PFAS）に係わるものとして、「ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタノ酸（PFOA）」の1項目を含みます。

⑧ ダイオキシシン類検査

「水道原水及び浄水中のダイオキシシン類調査マニュアル」（平成19年11月厚生労働省）に基づき「毒性等量」を検量し、これを1項目とします。

5. 検査頻度

① 毎日検査 【表-1参照】

毎日検査項目は、水道法施行規則第15条第1項第1号イの規定に基づき、1日1回の頻度で検査を行います。

② 水質基準項目検査 【表-2参照】

水質基準項目は、水道法施行規則第15条第1項第3号イからハまでの規定に基づき、下に示す頻度で検査を行います。

<項目数>	<検査対象項目番号>	<頻度>
9項目	1, 2, 38, 46~51	毎月1回
2項目	42, 43	毎月1回*
40項目	3~37, 39~41, 44, 45	3か月毎1回

※藻類の発生が少ないものとして、当該事項について検査を行う必要がないことが明らかである、4月から6月まで及び9月から翌年3月までを除く。

③ 水質管理目標設定項目検査 【表-3-(1)~(2)参照】

水質管理目標設定項目は、毎年1回の頻度で検査を行います。

④ クリプトスポリジウム指標菌検査

「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき、原則として、レベル3以上の水源で毎月1回、レベル2の水源で3ヶ月に1回の頻度で検査を行います。

なお、レベル3以上の水源は、岡部取水1号井、蔵田配水場水源、廻沢配水場水源、殿西ノ平配水場水源、朝比奈中央配水場水源、青羽根配水場水源の計6水源であり、レベル2の水源は、これらを除く全ての水源です。

⑤ クリプトスポリジウム検査

「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき、原則としてレベル3以上の水源で3か月に1回の頻度で検査を行います。

ただし、レベル3以上の水源の内、ろ過設備を有しかつ濁度管理が可能である蔵田配水場水源、廻沢配水場水源、青羽根配水場水源の計3水源においては、検査頻度を緩和して毎年1回とします。

⑥ 水質基準項目検査を準用した原水についての検査 【表-4参照】

各取水井において、毎年1回の頻度で検査を行います。

⑦ 水質管理目標設定項目検査を準用した原水についての検査 【表-5-(1)~(2)参照】

泉町7号井及び村良1号井において、毎年1回の頻度で検査を行います。

⑧ ダイオキシン類検査

泉町配水場、青南町送水場、茶町水源地、岡部送水場、村良送水場の計5箇所において、毎年1回の頻度で検査を行います。

6. 採水・検査地点

① 毎日検査 【 図-1参照 】

全15系統の各配水区域内において、下記地点の給水栓（各1箇所）を給水末端として浄水を採水し検査を行います。

< 系統名 >	< 給水末端 >
・茶町系統	白藤観光駐車場
・泉町東系統	下当間下町内会館
・泉町西系統	源助ふれあい広場
・内瀬戸第1系統	若葉台公園
・内瀬戸第3系統	光洋台南公園
・時ヶ谷系統	トイ川高田公園
・子持坂系統	天神前2号公園
・岡部系統	横添公民館
・三輪系統	三輪大西公園
・蔵田系統	農業集落排水施設蔵田処理場
・廻沢系統	廻沢公民館
・桂島系統	兔島公園
・殿西ノ平系統	朝比奈第一小学校
・朝比奈中央系統	あさひな保育園
・青羽根系統	青羽根公民館

② 水質基準項目検査

上記①と同一地点で浄水を採水し検査します。

③ 水質管理目標設定項目検査

上記①と同一地点で浄水を採水し検査します。

④ クリプトスポリジウム指標菌検査

茶町2箇所、泉町14箇所、青南町6箇所、岡部1箇所、村良1箇所、蔵田1箇所、廻沢1箇所、桂島1箇所、殿西ノ平1箇所、朝比奈中央1箇所、青羽根1箇所、において原水を採水し検査を行います。

⑤ クリプトスポリジウム検査

岡部1箇所、蔵田1箇所、廻沢1箇所、殿西ノ平1箇所、朝比奈中央1箇所、青羽根1箇所に
おいて原水を採水し検査を行います。

⑥ 水質基準項目検査を準用した原水についての検査

茶町2箇所、泉町14箇所、青南町6箇所、岡部1箇所、村良1箇所、蔵田1箇所、廻沢1箇所、桂島1箇所、殿西ノ平1箇所、朝比奈中央1箇所、青羽根1箇所、において原水を採水し検査を行います。

⑦ 水質管理目標設定項目検査を準用した原水についての検査

泉町7号井及び村良1号井において原水を採水し検査を行います。

※静岡県水道水質管理計画によって、泉町7号井及び村良1号井が水質監視地点に指定されていることから、これら水源の原水についてのみ検査を実施する。

⑧ ダイオキシン類検査

泉町配水場、青南町送水場、茶町水源地、岡部送水場、村良送水場の計5箇所において原水を採水し検査を行います。

7. 水質検査方法

① 毎日検査

- ・「色」及び「濁り」の検査方法は、目視によるものとします。
- ・「消毒の残留効果」の検査方法は、残留塩素計（DPD法）によって残留塩素濃度を測定するものとします。
- ・「味」及び「臭気」の検査方法は、官能検査法（人間の味覚および嗅覚を用いて、品質や特性を確認する方法）によるものとします。

② 水質基準項目検査

国が定めた検査方法（「水質基準に関する省令の基準に基づき厚生労働大臣が定める方法」）によって行います。

③ 水質管理目標設定項目検査

国が定めた検査方法（「水質管理目標設定項目の検査方法」）によって行います。

④ クリプトスポリジウム指標菌検査

国が定めた検査方法（「平成19年健水発第033006号」）によって行います。

⑤ クリプトスポリジウム検査

国が定めた検査方法（「平成19年健水発第033006号」）によって行います。

⑥ 水質基準項目検査を準用した原水についての検査

国が定めた検査方法（「水質基準に関する省令の基準に基づき厚生労働大臣が定める方法」）を準用し、これによって行います。

⑦ 水質管理目標設定項目検査を準用した原水についての検査

国が定めた検査方法（「水質管理目標設定項目の検査方法」）を準用し、これによって行います。

⑧ ダイオキシン類検査

「水道原水及び浄水中のダイオキシン類調査マニュアル」（平成19年11月厚生労働省）によって行います。

※その他、公的機関が定めた検査方法（上水試験方法（日本水道協会）等）を遵守します。

8. 臨時の水質検査

臨時の水質検査は、以下の場合に行います。

- ① 水源の水質が著しく悪化したとき。
- ② 水源に異常があったとき。
- ③ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- ④ 藤枝市水道事業給水条例第20条に基づく水質検査の請求があったとき。
- ⑤ 水源又は水道施設が著しく汚染されたおそれがあると認められるとき。
- ⑥ 水道法第13条第1項に基づく給水開始前の届出及び検査を行う必要があるとき。
- ⑦ その他特に必要があると認められるとき。

9. 水質検査の自己／委託の区分

水質検査の実施は、毎日検査については施設管理を委託している職員が行います。

その他の水質検査については、水道法第20条第3項ただし書きに定める厚生労働大臣登録検査機関に、採水及び検査ならびに水質検査成績書の発行を委託します。

10. 水道水質検査計画及び検査結果の情報提供

水道水質検査計画や水道水質検査結果については、ホームページで情報提供するとともに、藤枝市役所 東館 行政情報コーナー（藤枝市岡出山一丁目11-1）及び藤枝市水道事務所（藤枝市茶町二丁目6-15）で閲覧できるようにします。

11. 水質検査の精度と信頼性保証

水質検査は、業務委託にあたり厚生労働大臣登録検査機関であることを条件に業者選定しますので、検査の精度と信頼性保証については、確保されます。

また、水道法施行規則第15条第8項第6号の規定に基づき、市職員は、年に1回の当該検査機関への立入調査及び水質検査の結果の根拠となる書類を確認し、検査の精度と信頼性保証を確保します。

12. 検査結果の評価と水道水質検査計画の見直し

配水系統の切替え等によって配水区を変更した場合や、検査地点毎に検査結果を検証したうえで、検査地点や検査頻度の見直しが必要な場合は、随時水質検査計画の見直しを行い適正な水質監視を行います。

13. 関係者との連絡

- ① 水道水汚染事故が発生した場合には、国関係機関に報告するとともに、市関係機関及び県関係機関と連携し、情報交換を図りながら現地確認を行い、必要に応じて水質検査を行います。
- ② 水道水の一部を受水している大井川広域水道企業団との連携を図り、連絡体制の確保と、水質に異常が生じた場合の体制を整え、迅速に対応します。

表-1 検査項目等詳細一覧 毎日検査

No.	検査項目	単位	評価基準 および基準値	検査実施 項目	検査頻度 毎日1回	年間計画 検査回数
1	色	-	異常でないこと	○	○	365回
2	濁り	-	異常でないこと	○	○	365回
3	消毒の残留効果(残留塩素)	mg/L	0.1以上	○	○	365回
4	味	-	異常でないこと	○	○	365回
5	臭気	-	異常でないこと	○	○	365回
計				5	5	-

表-2 検査項目等詳細一覧 水質基準項目検査

No.	水質基準項目	単位	基準値	検査実施項目	検査頻度			年間計画検査回数
					(イ) 毎月1回	(ロ) 毎月1回※	(ハ) 3か月毎1回	
1	一般細菌	個/mL	100以下	○	○			12回
2	大腸菌	-	検出されないこと	○	○			12回
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.003以下	○			○	4回
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.0005以下	○			○	4回
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.01以下	○			○	4回
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.01以下	○			○	4回
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.01以下	○			○	4回
8	六価クロム化合物	mg/L	0.02以下	○			○	4回
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.04以下	○			○	4回
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.01以下	○			○	4回
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	10以下	○			○	4回
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.8以下	○			○	4回
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	1.0以下	○			○	4回
14	四塩化炭素	mg/L	0.002以下	○			○	4回
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下	○			○	4回
16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	○			○	4回
17	ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	○			○	4回
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	○			○	4回
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	○			○	4回
20	ベンゼン	mg/L	0.01以下	○			○	4回
21	塩素酸	mg/L	0.6以下	○			○	4回
22	クロロ酢酸	mg/L	0.02以下	○			○	4回
23	クロロホルム	mg/L	0.06以下	○			○	4回
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.03以下	○			○	4回
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.1以下	○			○	4回
26	臭素酸	mg/L	0.01以下	○			○	4回
27	総トリハロメタン	mg/L	0.1以下	○			○	4回
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.03以下	○			○	4回
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.03以下	○			○	4回
30	ブロモホルム	mg/L	0.09以下	○			○	4回
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.08以下	○			○	4回
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	1.0以下	○			○	4回
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.2以下	○			○	4回
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.3以下	○			○	4回
35	銅及びその化合物	mg/L	1.0以下	○			○	4回
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	200以下	○			○	4回
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.05以下	○			○	4回
38	塩化物イオン	mg/L	200以下	○	○			12回
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	300以下	○			○	4回
40	蒸発残留物	mg/L	500以下	○			○	4回
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.2以下	○			○	4回
42	ジェオスミン	mg/L	0.00001以下	○		○		2回
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.00001以下	○		○		2回
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.02以下	○			○	4回
45	フェノール類	mg/L	0.005以下	○			○	4回
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	3以下	○	○			12回
47	pH値	-	5.8以上8.6以下	○	○			12回
48	味	-	異常でないこと	○	○			12回
49	臭気	-	異常でないこと	○	○			12回
50	色度	度	5以下	○	○			12回
51	濁度	度	2以下	○	○			12回
計				51	9	2	40	-

※

※

※ただし、No42～43は、水道法施行規則第15条第1項第3号ロに基づき、藻類の発生が少ないものとして、当該事項について検査を行う必要がないことが明らかであると認める期間(本市では、4月から6月までおよび9月から翌年3月まで)については省略します。

表-3-(1) 検査項目等詳細一覧 水質管理目標設定項目検査

No.	検査項目	単位	目標値	検査実施項目	検査頻度 年1回	年間計画 検査回数	備考
1	アンチモン及びその化合物	mg/L	0.02以下	○	○	1回	
2	ウラン及びその化合物	mg/L	0.002以下	○	○	1回	
3	ニッケル及びその化合物	mg/L	0.02以下	○	○	1回	
4	1, 2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	○	○	1回	
5	トルエン	mg/L	0.4以下	○	○	1回	
6	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	mg/L	0.08以下	○	○	1回	
7	亜塩素酸	mg/L	0.6以下			0回	※
8	二酸化塩素	mg/L	0.6以下			0回	※
9	ジクロロアセトニトリル	mg/L	0.01以下	○	○	1回	
10	抱水クロラール	mg/L	0.02以下	○	○	1回	
11	農薬類	-	1以下	○	○	1回	内訳は、表-3-(2)参照
12	残留塩素	mg/L	1以下	○	○	1回	
13	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	10以上100以下	○	○	1回	
14	マンガン及びその化合物	mg/L	0.01以下	○	○	1回	
15	遊離炭酸	mg/L	20以下	○	○	1回	
16	1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/L	0.3以下	○	○	1回	
17	メチル-tert-ブチルエーテル	mg/L	0.02以下	○	○	1回	
18	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	mg/L	3以下	○	○	1回	
19	臭気強度(TON)	-	3以下	○	○	1回	
20	蒸発残留物	mg/L	30以上200以下	○	○	1回	
21	濁度	度	1以下	○	○	1回	
22	pH値	-	7.5程度	○	○	1回	
23	腐食性(ランゲリア指数)	-	-1程度以上	○	○	1回	
24	従属栄養細菌	集落数/mL	2,000以下	○	○	1回	
25	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	○	○	1回	
26	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.1以下	○	○	1回	
27	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	mg/L	0.00005以下	○	○	1回	
計				25	25	-	-

※「亜塩素酸」および「二酸化塩素」は、消毒副生成物・消毒残留物の項目であるが、本市で使用している消毒薬剤(次亜塩素酸ナトリウム)では、検出の可能性が低いため、検査を行わない。

表-3-(2) 検査項目等詳細一覧 水質管理目標設定項目検査(農薬類内訳表)

No.	検査項目	単位	目標値	検査実施項目	検査頻度 年1回	年間計画 検査回数	備考
3	2, 4-D(2, 4-PA)	mg/L	0.02以下	○	○	1回	
5	MCPA	mg/L	0.005以下	○	○	1回	
6	アシュラム	mg/L	0.9以下	○	○	1回	
7	アセフェート	mg/L	0.006以下	○	○	1回	
10	アミトラズ	mg/L	0.006以下	○	○	1回	
11	アラクロール	mg/L	0.03以下	○	○	1回	
12	イソキサチオン	mg/L	0.005以下	○	○	1回	
15	イソプロチオラン(IPT)	mg/L	0.3以下	○	○	1回	山間地水道を除く
17	イミノクタジン	mg/L	0.006以下	○	○	1回	
20	エトフェンプロックス	mg/L	0.08以下	○	○	1回	
23	オキシ銅(有機銅)	mg/L	0.03以下	○	○	1回	
26	カフェンストール	mg/L	0.008以下	○	○	1回	山間地水道を除く
27	カルタップ	mg/L	0.08以下	○	○	1回	
28	カルバリル(NAC)	mg/L	0.02以下	○	○	1回	
30	キノクラミン(ACN)	mg/L	0.005以下	○	○	1回	
31	キャブタン	mg/L	0.3以下	○	○	1回	
33	グリホサート	mg/L	2以下	○	○	1回	
34	グルホシネート	mg/L	0.02以下	○	○	1回	
37	クロルピリホス	mg/L	0.003以下	○	○	1回	
38	クロロタニル(TPN)	mg/L	0.05以下	○	○	1回	
41	ジウロン(DCMU)	mg/L	0.02以下	○	○	1回	
42	ジクロベニル(DBN)	mg/L	0.03以下	○	○	1回	
44	ジクワット	mg/L	0.01以下	○	○	1回	
48	シハロホップブチル	mg/L	0.006以下	○	○	1回	
49	シマジン(CAT)	mg/L	0.003以下	○	○	1回	
53	ダイアジノン	mg/L	0.003以下	○	○	1回	
54	ダイムロン	mg/L	0.8以下	○	○	1回	山間地水道を除く
55	ダゾメット、メタム(カーバム)及びメチルイソチオシアネート	mg/L	0.01以下	○	○	1回	
57	チウラム	mg/L	0.02以下	○	○	1回	
59	チオファネートメチル	mg/L	0.3以下	○	○	1回	
63	トリクロピル	mg/L	0.006以下	○	○	1回	
66	トリフルラリン	mg/L	0.06以下	○	○	1回	
75	ピロキロン	mg/L	0.05以下	○	○	1回	山間地水道を除く
76	フィプロニル	mg/L	0.0005以下	○	○	1回	
77	フェントロチオン(MEP)	mg/L	0.01以下	○	○	1回	
81	フェントエート(PAP)	mg/L	0.007以下	○	○	1回	
85	ブタミホス	mg/L	0.02以下	○	○	1回	
86	ブプロフェジン	mg/L	0.02以下	○	○	1回	
87	フルアジナム	mg/L	0.03以下	○	○	1回	
93	プロベナゾール	mg/L	0.03以下	○	○	1回	
95	ベノミル	mg/L	0.02以下	○	○	1回	
99	ベンタゾン	mg/L	0.2以下	○	○	1回	山間地水道を除く
100	ペンディメタリン	mg/L	0.3以下	○	○	1回	
104	ホスチアゼート	mg/L	0.005以下	○	○	1回	
105	マラチオン(マラソン)	mg/L	0.7以下	○	○	1回	
106	メコプロップ(MCPP)	mg/L	0.05以下	○	○	1回	
107	メソミル	mg/L	0.03以下	○	○	1回	
108	メタラキシル	mg/L	0.2以下	○	○	1回	山間地水道を除く
112	メフェナセット	mg/L	0.02以下	○	○	1回	
計				49	49	-	-

※「山間地水道」とは、蔵田配水場、廻沢配水場、桂島配水場、殿西ノ平配水場、朝比奈中央配水場および青羽根配水場の配水区域をいう。
 ※各検査項目の検出値と目標値の比を計算し、これらの合計を「農薬類」の値とする。

表-4 検査項目等詳細一覧 水質基準項目検査を準用した原水についての検査

No.	検査項目	単位	目標値	検査実施 項目	検査頻度	年間計画 検査回数
					年1回	
1	一般細菌	個/mL	100以下	○	○	1回
2	大腸菌	-	検出されないこと	○	○	1回
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.003以下	○	○	1回
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.0005以下	○	○	1回
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.01以下	○	○	1回
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.01以下	○	○	1回
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.01以下	○	○	1回
8	六価クロム化合物	mg/L	0.02以下	○	○	1回
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.04以下	○	○	1回
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.01以下	○	○	1回
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	10以下	○	○	1回
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.8以下	○	○	1回
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	1.0以下	○	○	1回
14	四塩化炭素	mg/L	0.002以下	○	○	1回
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下	○	○	1回
16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	○	○	1回
17	ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	○	○	1回
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	○	○	1回
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	○	○	1回
20	ベンゼン	mg/L	0.01以下	○	○	1回
21	塩素酸	mg/L	0.6以下			0回
22	クロロ酢酸	mg/L	0.02以下			0回
23	クロロホルム	mg/L	0.06以下			0回
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.03以下			0回
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.1以下			0回
26	臭素酸	mg/L	0.01以下			0回
27	総トリハロメタン	mg/L	0.1以下			0回
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.03以下			0回
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.03以下			0回
30	ブロモホルム	mg/L	0.09以下			0回
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.08以下			0回
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	1.0以下	○	○	1回
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.2以下	○	○	1回
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.3以下	○	○	1回
35	銅及びその化合物	mg/L	1.0以下	○	○	1回
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	200以下	○	○	1回
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.05以下	○	○	1回
38	塩化物イオン	mg/L	200以下	○	○	1回
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	300以下	○	○	1回
40	蒸発残留物	mg/L	500以下	○	○	1回
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.2以下	○	○	1回
42	ジェオスミン	mg/L	0.00001以下	○	○	1回
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.00001以下	○	○	1回
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.02以下	○	○	1回
45	フェノール類	mg/L	0.005以下	○	○	1回
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	3以下	○	○	1回
47	pH値	-	5.8以上8.6以下	○	○	1回
48	味	-	異常でないこと			0回
49	臭気	-	異常でないこと	○	○	1回
50	色度	度	5以下	○	○	1回
51	濁度	度	2以下	○	○	1回
計				39	39	-

※No.21～31の項目は、浄水処理工程で使用する消毒剤(次亜塩素酸ナトリウム)により生成され得るものとされる項目であるため、原水では検査を行わない。

※No.48の項目は、浄水処理前の原水であることから検査を行わない。

表-5-(1) 検査項目等詳細一覧 水質管理目標設定項目検査を準用した原水についての検査

No.	検査項目	単位	目標値	検査実施項目	検査頻度 年1回	年間計画 検査回数	備考
1	アンチモン及びその化合物	mg/L	0.02以下	○	○	1回	
2	ウラン及びその化合物	mg/L	0.002以下	○	○	1回	
3	ニッケル及びその化合物	mg/L	0.02以下	○	○	1回	
4	1, 2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	○	○	1回	
5	トルエン	mg/L	0.4以下	○	○	1回	
6	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	mg/L	0.08以下	○	○	1回	
7	亜塩素酸	mg/L	0.6以下			0回	※
8	二酸化塩素	mg/L	0.6以下			0回	※
9	ジクロロアセトニトリル	mg/L	0.01以下			0回	※
10	抱水クロラール	mg/L	0.02以下			0回	※
11	農薬類	-	1以下	○	○	1回	内訳は、表-5-(2)参照
12	残留塩素	mg/L	1以下			0回	※
13	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	10以上100以下	○	○	1回	
14	マンガン及びその化合物	mg/L	0.01以下	○	○	1回	
15	遊離炭酸	mg/L	20以下	○	○	1回	
16	1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/L	0.3以下	○	○	1回	
17	メチル-tert-ブチルエーテル	mg/L	0.02以下	○	○	1回	
18	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	mg/L	3以下	○	○	1回	
19	臭気強度(TON)	-	3以下	○	○	1回	
20	蒸発残留物	mg/L	30以上200以下	○	○	1回	
21	濁度	度	1以下	○	○	1回	
22	pH値	-	7.5程度	○	○	1回	
23	腐食性(ランゲリア指数)	-	-1程度以上	○	○	1回	
24	従属栄養細菌	集落数/mL	2,000以下	○	○	1回	
25	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	○	○	1回	
26	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.1以下	○	○	1回	
27	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	mg/L	0.00005以下	○	○	1回	
計				22	22	-	-

※ No.7～10及びNo.12の項目は、浄水処理工程で使用される消毒剤により生成され得るものとされる項目であるため、原水では検査を行わない。

表-5-(2) 検査項目等詳細一覧 水質管理目標設定項目検査を準用した原水についての検査(農薬類内訳表)

No.	検査項目	単位	目標値	検査実施項目	検査頻度 年1回	年間計画 検査回数	備考
3	2, 4-D(2, 4-PA)	mg/L	0.02以下	○	○	1回	
5	MCPA	mg/L	0.005以下	○	○	1回	
6	アシュラム	mg/L	0.9以下	○	○	1回	
7	アセフェート	mg/L	0.006以下	○	○	1回	
10	アミトラズ	mg/L	0.006以下	○	○	1回	
11	アラクロール	mg/L	0.03以下	○	○	1回	
12	イソキサチオン	mg/L	0.005以下	○	○	1回	
15	イソプロチオラン(IPT)	mg/L	0.3以下	○	○	1回	
17	イミノクタジン	mg/L	0.006以下	○	○	1回	
20	エトフェンプロックス	mg/L	0.08以下	○	○	1回	
23	オキシ銅(有機銅)	mg/L	0.03以下	○	○	1回	
26	カフェンストール	mg/L	0.008以下	○	○	1回	
27	カルタップ	mg/L	0.08以下	○	○	1回	
28	カルバリル(NAC)	mg/L	0.02以下	○	○	1回	
30	キノクラミン(ACN)	mg/L	0.005以下	○	○	1回	
31	キャプタン	mg/L	0.3以下	○	○	1回	
33	グリホサート	mg/L	2以下	○	○	1回	
34	グルホシネート	mg/L	0.02以下	○	○	1回	
37	クロルピリホス	mg/L	0.003以下	○	○	1回	
38	クロロタニル(TPN)	mg/L	0.05以下	○	○	1回	
41	ジウロン(DCMU)	mg/L	0.02以下	○	○	1回	
42	ジクロベニル(DBN)	mg/L	0.03以下	○	○	1回	
44	ジクワット	mg/L	0.01以下	○	○	1回	
48	シハロホップブチル	mg/L	0.006以下	○	○	1回	
49	シマジン(CAT)	mg/L	0.003以下	○	○	1回	
53	ダイアジノン	mg/L	0.003以下	○	○	1回	
54	ダイムロン	mg/L	0.8以下	○	○	1回	
55	ダゾメット、メタム(カーバム)及びメチルイソチオシアネート	mg/L	0.01以下	○	○	1回	
57	チウラム	mg/L	0.02以下	○	○	1回	
59	チオファネートメチル	mg/L	0.3以下	○	○	1回	
63	トリクロピル	mg/L	0.006以下	○	○	1回	
66	トリフルラリン	mg/L	0.06以下	○	○	1回	
75	ピロキロン	mg/L	0.05以下	○	○	1回	
76	フィプロニル	mg/L	0.0005以下	○	○	1回	
77	フェントロチオン(MEP)	mg/L	0.01以下	○	○	1回	
81	フェントエート(PAP)	mg/L	0.007以下	○	○	1回	
85	ブタミホス	mg/L	0.02以下	○	○	1回	
86	ブプロフェジン	mg/L	0.02以下	○	○	1回	
87	フルアジナム	mg/L	0.03以下	○	○	1回	
93	プロベナゾール	mg/L	0.03以下	○	○	1回	
95	ベノミル	mg/L	0.02以下	○	○	1回	
99	ベンタゾン	mg/L	0.2以下	○	○	1回	
100	ペンディメタリン	mg/L	0.3以下	○	○	1回	
104	ホスチアゼート	mg/L	0.005以下	○	○	1回	
105	マラチオン(マラソン)	mg/L	0.7以下	○	○	1回	
106	メコプロップ(MCPP)	mg/L	0.05以下	○	○	1回	
107	メソミル	mg/L	0.03以下	○	○	1回	
108	メタラキシル	mg/L	0.2以下	○	○	1回	
112	メフェナセット	mg/L	0.02以下	○	○	1回	
計				49	49	-	-

※各検査項目の検出値と目標値の比を計算し、これらの合計を「農薬類」の値とする。

図-1 水道施設位置図及び給水栓検査地点

